

春日井市告示第 106 号

令和 4 年第 4 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 4 年度春日井市一般会計補正予算及び令和 4 年度春日井市水道事業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 4 年 7 月 8 日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市一般会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,431,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,377,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,595,427	60,400	18,655,827
	1 国庫負担金	14,501,933	52,133	14,554,066
	2 国庫補助金	4,027,696	8,267	4,035,963
20 繰入金		3,942,123	718,835	4,660,958
	1 繰入金	3,942,123	718,835	4,660,958
23 市債		12,246,900	652,600	12,899,500
	1 市債	12,246,900	652,600	12,899,500
歳入合計		113,945,600	1,431,835	115,377,435

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		51,458,673	688,835	52,147,508
	1 社会福祉費	26,100,193	688,835	26,789,028
4 衛生費		12,315,907	713,000	13,028,907
	1 保健衛生費	6,926,994	60,400	6,987,394
	3 清掃費	5,020,332	652,600	5,672,932
8 土木費		13,066,165	30,000	13,096,165
	4 都市計画費	6,834,418	30,000	6,864,418
歳出合計		113,945,600	1,431,835	115,377,435

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	ク リ 一 ン セ ン タ 一 第 1 工 場 火 災 復 旧	652,600

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
衛生債	清掃施設整備事業	745,800	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,398,400	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

令和4年度春日井市一般会計補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ997,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,375,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		8,332,549	11,000	8,343,549
	2 県補助金	2,375,040	11,000	2,386,040
20 繰入金		4,660,958	986,920	5,647,878
	1 繰入金	4,660,958	986,920	5,647,878
歳入合計		115,377,435	997,920	116,375,355

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,520,058	5,000	10,525,058
	1 総務管理費	8,439,379	5,000	8,444,379
3 民生費		52,147,508	47,900	52,195,408
	2 児童福祉費	20,027,783	47,900	20,075,683
4 衛生費		13,028,907	579,370	13,608,277
	4 上水道費	35,420	579,370	614,790
7 商工費		2,579,214	283,650	2,862,864
	1 商工費	2,579,214	283,650	2,862,864
10 教育費		11,608,549	82,000	11,690,549
	1 教育総務費	1,344,073	10,000	1,354,073
	5 学校給食費	3,201,878	72,000	3,273,878
歳出合計		115,377,435	997,920	116,375,355

令和4年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度春日井市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度春日井市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業収益	6,228,876千円	5,170千円	6,234,046千円
第1項 営業収益	5,306,890千円	△574,200千円	4,732,690千円
第2項 営業外収益	921,984千円	579,370千円	1,501,354千円
支 出			
第1款 水道事業費用	5,527,847千円	5,170千円	5,533,017千円
第1項 営業費用	5,450,419千円	5,170千円	5,455,589千円

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第8条中「経費」の次に「、基本料金免除及び基本料金免除に要する経費」を加え、「2,566千円」を「581,936千円」に改める。